

同時発表：関東運輸局

令和5年1月24日
自動車局旅客課

川崎鶴見臨港バス株式会社の乗合バスの上限運賃変更認可について

令和4年9月13日付で川崎鶴見臨港バス株式会社より申請のあった、乗合バスの上限運賃の変更について、本日、国土交通省として認可いたしました。

乗合バスの上限運賃の変更認可にあたっては、道路運送法第9条第1項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、さらに、同法第88条の2に基づき、運輸審議会に諮らなければならないこととされています。

令和4年9月13日付で申請のあった、川崎鶴見臨港バスの乗合バスの上限運賃変更について、運輸審議会に諮問したところ、12月13日付で「申請どおり認可することが適当である」旨の答申が示されました。これを受け、本日、国土交通省として申請どおり認可をいたしました。

○運賃改定の申請概要について

1. 申請事業者：川崎鶴見臨港バス株式会社（神奈川県川崎市川崎区中瀬3—21—6）
取締役社長 平位 武

2. 申請内容：（川崎市内の路線バスに係る上限運賃変更）

普通旅客運賃 (均一運賃)		現行	認可	定期旅客運賃		現行	認可
大人	現金	210円	<u>230円</u>	通勤	1ヶ月	9,500円	<u>10,350円</u>
	ICカード	210円	<u>230円</u>		3ヶ月	27,080円	<u>29,500円</u>
6ヶ月					51,300円	<u>55,890円</u>	
小児	現金	110円	<u>120円</u>	通学 (大人)	1ヶ月	7,440円	<u>8,150円</u>
					3ヶ月	21,200円	<u>23,230円</u>
					6ヶ月	40,180円	<u>44,010円</u>
	ICカード	105円	<u>115円</u>	通学 (小児)	12ヶ月	60,000円	<u>65,710円</u>
					1ヶ月	2,400円	<u>2,630円</u>
					3ヶ月	6,840円	<u>7,500円</u>
				6ヶ月	12,960円	<u>14,200円</u>	

3. 改定率

9.52%

4. 実施予定日

令和5年3月16日

連絡先 国土交通省自動車局旅客課 佐藤、笠井
TEL:03-5253-8111(内線41204,41233)
TEL:03-5253-8568(直通)